

コープおおいたデイサービスセンターにじいろ運営規程

(事業の目的)

第1条 生活協同組合コープおおいたが開設するコープおおいたデイサービスセンターにじいろ（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護及び総合事業通所サービス（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型通所介護等に当たる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護等は、利用者の要介護又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業所自らその提供する指定地位密着型通所介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、通所介護計画又は介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 指定地域密着型通所介護等の提供に当たる従業者は、指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定地域密着型通所介護等は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 コープおおいたデイサービスセンターにじいろ
- (2) 所在地 臼杵市 臼杵81番地の48

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、地域密着型通所介護計画又は総合事業通所サービス計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定地域密着型通所介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名（うち1名は管理者と兼務）

生活相談員は、生活指導その他の指定地域密着型通所介護等の提供に当たる。

(3) 看護職員 2名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、看護その他の指定地域密着型通所介護等の提供に当たる。

(4) 介護職員 5名以上（うち1名は生活相談員と兼務）、介護職員は、介護その他の指定地域密着型通所介護等の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 2名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定地域密着型通所介護等の提供に当たる。

(6) 管理栄養士 0名

管理栄養士は、栄養管理業務に当たる。

(7) 調理員 2名

調理員は、調理業務に当たる。

（営業日、営業時間等）

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(3) サービス提供時間 午前8時45分から午後4時30分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は、15人とする。

（指定地域密着型通所介護等の内容）

第7条 この事業所が行う指定通所介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活等についての相談、助言

(2) 機能訓練

(3) 必要な日常生活上の世話

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎

(6) 食事の提供

(7) 入浴

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定め

る基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割または3割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定地域密着型通所介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから、おおむね片道1kmごとに20円を徴収する。

3 前2項の他、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事 600円/日

(2) おむつ代 実費

4 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。

また、金額の変更を行う場合も同様の取扱いとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旧臼杵市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 事業所内では飲酒しないこと。

(2) 喫煙は、定められた場所ですること。

(3) 従業者の指示の従うこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定地域密着型通所介護等に当たる従業者は、現に指定地域密着型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防法施工規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、非常災害時に臼杵市消防署及び臼杵市高齢者支援課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元祇園東地区自治会との協力・連携体制を図るため上記訓練のうち年1回の合同非難訓練を行う。

3 事業所は、非常災害時に利用者（及び祇園東地区住民）の最低でも3日間の非難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(苦情処理)

第13条 指定地域密着型通所介護（総合事業通所サービス）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護（総合事業通所サービス）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護（総合事業通所サービス）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、指定地域密着型通所介護等に当たる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防・日常生活支援総合事業等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
 - （2）虐待防止に関する研修 年1回
 - （3）権利擁護に関する研修 年1回
 - （4）認知症ケアに関する研修 年1回
 - （5）介護予防・日常生活支援総合事業に関する研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護（総合事業通所サービス）に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、生活協同組合コープおおいたと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年12月17日から施行する。

この規程は、令和 元年 5月20日から施行する。

この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年 9月 4日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。